

収穫調査委託仕様書

制 定：平成 16 年 4 月 1 日付け 15 北販第 101 号

最終改正：令和 7 年 3 月 12 日付け 6 北資一第 46 号

共通事項

- 1 本委託業務は、収穫調査委託契約書及び同契約約款（以下「約款」という。）に定めるもののほか、本仕様書に基づき誠実にこれを実施しなければならない。
- 2 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は該当業務の処理につき適正な履行を求めることができる。
- 3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た成果等を他に漏らしてはならない。
- 4 業務の実施にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び労働関係通達を遵守しなければならない。
- 5 本仕様書に明示していない事項、又は疑義を生じたときは、監督職員の指示を受け、乙はこれに従うものとする。

一般的な事項

1 調査計画表に関する事項

- (1) 約款第 2 条に規定する「調査計画表」は別紙様式 1 のとおりとし、踏査・打合せ及び収穫調査を予定する期間について明記する。
- (2) 甲は、約款第 2 条に基づく調査計画表の受理に際して適正な場合に承認するものとし、その内容について不適正と認められるものは、乙は甲の指示に従い修正するものとする。
- (3) 調査計画表は契約書の事業期間に留意し、契約の履行に支障をきたさないものとする。
- (4) 甲は、調査計画表を承認した場合は、遅滞なく書面をもって、乙に通知するものとする。

2 調査の一部再委託に関する事項

- (1) 乙が約款第 4 条に規定する「国有林野事業における収穫調査業務の一部再委託の申請」を行う場合の様式は、別紙様式 2 のとおりとする。
- (2) 甲は、乙から申請のあった「国有林野事業における収穫調査業務の一部再委託の申請」を承認した場合は、別紙様式 3 により速やかに乙に通知することとする。

3 極印に関する事項

- (1) 約款第 7 条 1 項に規定する「極印管理責任者及び使用者届」は、別紙様式 4 のとおりとする。
- (2) 甲が調査実施のために必要と認め、乙に貸与する極印に関する必要事項については、別に示すものとする。
- (3) 約款第 9 条 2 項に規定する「貸与極印借用書」は、別紙様式 5 のとおりとする。
- (4) 約款第 9 条 4 項に規定する「極印使用簿」は、別紙様式 6 のとおりとする。
- (5) 約款第 9 条 6 項に基づき、不要となった極印の返納の検査は、監督職員のほか森林管理署等の物品管理担当職員を含むものとする。
- (6) 約款第 9 条 6 項に規定する「貸与極印返納届」は、別紙様式 7 のとおりとする。

4 委託代金確定及び部分払いに関する事項

(1) 確定払

本委託業務は、概算契約であることから、その精算が必要であり、約款第 15 条に規定する委託代金の確定は次のとおり行うものとする。

① 確定金額（税抜）

次のとおりとし、円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、確定数量は約款第 13 条に規定する検査に合格した数量とする。ただし、予定数量の 30%未満の増減の場合であって、甲乙で数量、金額の確定が確認できていなかった場合も想定されることから、すべての委託契約について、検査完了通知の際に別紙様式 8 により委託契約の確定数量・金額を通知するものとする。

確定金額（税抜）＝（税抜契約金額／契約数量）×確定数量

なお、契約数量と確定数量の増減差がない場合の確定金額（税抜）は、税抜契約金額とする。

② 消費税及び地方消費税の額

次のとおりとし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

消費税及び地方消費税の額＝確定金額（税抜）×消費税及び地方消費税の率

③ 確定金額（税込）

次のとおりとする。

確定金額（税込）＝確定金額（税抜）＋消費税及び地方消費税の額

ただし、部分払いがある場合は、上記金額から部分払い額を差し引くものとする。

(2) 部分払

約款第 16 条に規定する部分払の委託代金相当額算定は次のとおり行うものとする。

① 既済部分に対する部分払

検査合格数量に対する部分払とし、その委託代金算定は次による。

ア 部分払確定金額（税抜）

次により算出した金額以内とする。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

部分払確定金額（税抜）＝（税抜契約金額／契約数量）×部分検査確定数量×9／10

イ 消費税及び地方消費税の額

次のとおりとし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

消費税及び地方消費税の額＝部分払確定金額（税抜）×消費税及び地方消費税の率

ウ 部分払確定額（税込）

次のとおりとする。

部分払確定金額（税込）＝部分払確定金額（税抜）＋消費税及び地方消費税の額

② 完済部分に対する部分払

約款第 16 条 2 項の規定による場合は、完済部分について委託代金相当額を支払うことが出来る。

この場合の委託代金相当額は、部分完了届の数量を完済部分確定数量として算出する。

5 現場代理人及び担当技術者に関する事項

約款 6 条に規定する「現場代理人及び担当技術者等届」は、別紙様式 9－（1）及び 9－（2）のとおりとする。

6 環境負荷低減への取組に関する事項

受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷

を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

7 支給材料及び貸与品の使用に関する事項

(1) 支給材料及び貸与品

約款第8条に基づき、甲が支給及び貸与する支給材料及び貸与品は、別紙様式10に規定する「支給材料・貸与品一覧表及び受領書」により明らかにすることとし、その使用及び貸与は無償とする。

(2) 支給材料等の使用期間

支給材料等の使用期間は、委託期間とし、使用期間を延長する必要がある場合は甲の承認を受けるものとする。

(3) 支給材料等の引渡し及び返還等

支給材料等の引渡し及び返還は、甲の指定する時期及び場所において行うものとし、監督職員又は森林管理署の担当職員の立会の下に品名、数量、規格等を確認した後引渡しを受け、また使用しなかった支給材料等の返還を行うものとする。

なお、乙は引渡しを受けたときは直ちに「支給材料・貸与品一覧表及び受領書」に記名の上、甲に提出するものとする。

(4) 亡失、き損報告

乙は、支給材料等を亡失又はき損したときは、直ちにその状況を監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

8 調査の完了に関する事項

(1) 約款13条に規定する「調査完了届（部分完了届）」及び「調査結果報告書」は、別紙様式11及び別紙様式12のとおりとする。

(2) 乙は、約款第14条に基づき、調査の一部が完了し、その区分が明らかなものについて甲に検査を請求するときは、前項の規定を準用する。

9 収穫調査業務委託内容に関する事項

委託契約書の収穫調査業務委託内容は、「収穫調査業務委託内容表」によるものとし、別紙様式13のとおりとする。

10 収穫調査の実施に関する事項

(1) 収穫調査における区域調査及び立木調査は、北海道森林管理局収穫調査規程及び運用に基づき実施するものとする。

(2) 乙は、収穫調査業務委託契約締結後に別紙様式14「国有林野情報管理システム利用申請書」を甲へ提出し、甲による国有林野情報管理システム（以下、「刷新システム」という。）利用登録が完了したのち、刷新システムにアクセスの上、復命書情報の入出力作業を行うものとする。

なお、契約を締結した森林管理（支）署において、当該契約のほか甲と複数の収穫調査業務委託契約を締結し、それらの契約書に記載した調査期間の末日が同一年度内の場合、前記

申請書については、監督職員の下承を得たうえで、再度の提出を省略することができる。ただし、この場合であっても利用規約に同意したものとする。

- (3) (2) の作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、乙の責任において用意するものとする。
- (4) 乙は、調査内容の変更を必要とする場合、別紙 16-(1)、(2)を監督職員あて提出し、指示及び承諾を受けるものとする。
- (5) その他、収穫調査の実施に当たっては、監督職員の指示によるものとする。

11 収穫調査済箇所の標示について

- (1) 収穫調査が完了した林小班には、甲が支給する「収穫調査済箇所標示テープ」を標示する。
- (2) 収穫調査済箇所標示テープには、調査年度、林小班及び範囲表示（テープ上部に両側矢印で区域標示の方向を書き込む）を油性ペンにより記入し、林道、搬出路又は一般的な歩行ルート等から比較的容易に視認できる箇所に 2 箇所程度以上標示する。

12 材料の品質・規格について

収穫調査に必要な材料は、以下の品質・規格とする。

(1) サイズ

品名	サイズ	用途
標識テープ	厚み 0.1mm×幅 30mm	売払区域等標示
収測点テープ	厚み 0.3mm×幅 40mm×長さ 90mm	売払区域等標示
測点テープ	厚み 0.3mm×幅 40mm×長さ 90mm	測量点標示
ナンバーテープ	厚み 0.15mm×幅 20mm×長さ 50mm	調査木標示
ガンタッカー針	各テープを固定できるもの	各テープ固定用
野帳（表紙含む）	用紙サイズ B6	立木調査用
野帳（表紙含む）	用紙サイズ B6	測量用

(2) 規格

① 標識テープ

非粘着仕様であり、必要な長さをほどいて手で切断して使用することが可能なこと。また、耐寒性・耐候性に優れ、色調は林内で視認性の高い色であり、表面平滑性が良いこと。

② ナンバーテープ

ナンバー（アルファベット含む）が印字された短冊状のテープで 1 番号ずつ切り取り線の加工が施され、それを切り取りながら使用可能なこと。また、耐寒性・耐候性に優れ、色調は林内で視認性の高い色であること。

③ 測点テープ

測点名、年及びナンバー等が印字された短冊状のテープで 1 番号ずつ切り取り線の加工が施され、それを切り取りながら使用出来、表面に油性ペン等で書き込みが可能であること。また、耐寒性・耐候性に優れ、色調は林内で視認性の高い色であること。

(3) 材質

標識テープ・ナンバーテープ・測点テープは、軟質塩化ビニールであり、下記の引張強度及び引裂強度があること。

① 引張強度（試験方法 J I S K - 6 7 3 2 に準拠）

厚み 方向	0.1mm	0.15mm	0.3mm
タテ	21～24 (NPa) 程度	20～23 (NPa) 程度	20～23 (NPa) 程度
ヨコ	17.5～20 (NPa) 程度	17.5～20 (NPa) 程度	17～19.5 (NPa) 程度

② 引裂強度（試験方法 J I S K - 6 7 3 2 に準拠）

厚み 方向	0.1mm	0.15mm	0.3mm
タテ	490～530 (N/cm) 程度	560～600 (N/cm) 程度	580～620 (N/cm) 程度
ヨコ	480～520 (N/cm) 程度	510～550 (N/cm) 程度	570～610 (N/cm) 程度

(4) 色材・印刷

テープ自体に色が練り込んであること。視認性の高い色であること。また、ピンク・赤・青・緑については、蛍光色配合がされていること。また、印刷文字はくっきりと見やすい文字・色であること。

(5) 耐候性

屋外において、著しい色落ち、切れ等の劣化が生じないこと。（5年経過後も劣化に伴う切れ・裂け等がなく使用当初の状態が保持され、色差については当初の50%以上が保持されること。）

(6) 耐寒性

北海道地域（寒冷地）でも性能の著しい低下が生じないこと。また冬季作業時においても柔軟性を保持できること。（試験方法 J I S K-6 7 3 2 に準拠し、タテ・ヨコとも－40℃をパスしていること。）

13 調査状況写真

(1) 調査状況写真の撮影区分及び撮影頻度等は次のとおりとする。

撮影対象	撮影枚数
収穫調査箇所標示テープ	小班毎に1枚
区域又は周測点の標示状況	小班毎に1枚以上
標準地内の林分状況（面積・本数）	箇所毎に1枚以上

(2) 小班毎は、調査内訳書の林小班毎とする。

(3) 立木の測定状況について、襲用小班は除く。

(4) 実行管理上必要と判断した場合は、撮影頻度等を増やすものとする。

(5) 撮影写真は、調査復命書に添付するとともにデータファイルで提出すること。

14 労働災害報告

乙は労働災害（休業4日以上となる災害）が発生したときは、別紙様式15により直ちに監督職員に報告しなければならない。

15 ヒグマに関する安全対策

調査に当たっては熊除け吊り鐘、電子ホイッスル、熊撃退スプレーを携行する等の安全対策を講ずること。

16 G N S S 受信機に関する事項

G N S S 受信機を使用して測量する場合は、別紙様式 1 ー (3) により甲に使用機械の申請を行い、その承認を得ること。

また、G N S S 測量を実施した場合は、G N S S データ (g p x 、 s h p ファイル等) を提出すること。

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 3 月 15 日以降に公告を行う収穫調査業務から適用する。
- 2 本通知の施行前に公告したものについては、なお従前の例による。

年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林管理(支)署長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

調査計画表の提出について

年 月 日付けで締結した【調査名】について、収穫調査委託契約約款第2条第1項に基づく調査計画表を別紙のとおり提出しますので承認願います。

監督職員	月 日	
経 由	官職氏名	

調 査 計 画 表

林小班	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	備 考

記載要領) 調査計画は、当該林小班の踏査・収穫調査を予定する期間を「 $\longleftrightarrow$ 」で記載する。

監督職員	月 日	
経 由	官職氏名	

G N S S 受信機使用許可申請書

1．調 査 名

2．調査期間 年 月 日から
 年 月 日まで

3．使用機械

メーカー	機 種 名	備 考

年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林管理(支)署長 殿

(受託者) 住所
氏名

国有林野事業における収穫調査業務の一部再委託の申請について

年 月 日に締結した【調査名】について、下記のとおり一部再委託をしたいので、収穫調査委託契約約款第 4 条の規定に基づく承認をお願いします。

記

- 1 一部再委託予定者
- ※一部再委託予定者の概要は別紙様式 2－(2) のとおり。
- 2 一部再委託する業務内容（別紙様式 2－(3) のとおり。）
- 3 一部再委託する必要性及び一部再委託予定者を選定した理由
- ※一部再委託の妥当性が判断できるよう、具体的に記載すること。
- 4 一部再委託する金額
- 円（消費税及び地方消費税含む。）
- ※一部再委託予定者との契約書又は一部再委託予定者の見積書を添付すること。
- ※一部再委託する金額に変更が生じた場合は、速やかに書面により報告すること。
- 5 一部再委託する比率 （委託契約金額に占める一部再委託金額の割合）
- %

監督職員	月 日	
経 由	官 職 氏 名	

一部再委託する業務内容

[illegible]

※1 ただし、以下の業務については一部再委託予定者が実施することはできない。

- ① 総括的な企画・調整
- ② 委託業務全般に係る業務の遂行管理及び調査技術上の監理に係る業務
- ③ 国有財産の管理に直接関係する極印の管理・押印
- ④ 調査結果報告書の作成に係る総括的調整
- ⑤ 調査者の氏名等の帳簿の記載保管
- ⑥ 調査結果報告書納品の業務

※2 「対象業務全量」、「一部再委託予定量」は数量について記載する。

別紙様式3

(甲から乙に承認)

番

年

月

号
日

(受託者)

住所

氏名

殿

分任支出負担行為担当官
森林管理(支)署長

国有林野事業における収獲調査業務の一部再委託の申請について(承認)

年 月 日付けで申請のあった、【調査名】の一部再委託については、
これを承認する。

極印管理責任者及び使用者届

年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林管理(支)署長 殿

(受託者)

住 所

氏 名

収穫調査委託業務の実行について

年 月 日付けで締結した【調査名】について、収穫調査委託契約約款第7条第1項に基づく極印管理責任者及び使用者を下記のとおり定めたので通知いたします。

記

1 極印管理責任者

氏名 (生年月日)	
住 所	

2 極印使用者

氏 名	住 所

監督職員	月 日	
経 由	官職氏名	

貸 与 極 印 借 用 書

年 月 日

(受託者)
住 所
氏 名

分任支出負担行為担当官
森林管理(支)署長 殿

記

極印番号	使用期間	引渡場所	備 考

極 印 使 用 簿

受託者

極印番号	極印管理責任者	使用者名	使用期間	備 考
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	

(注 1) 本使用簿は、極印の使用の都度極印管理責任者が記入する。
(注 2) 使用期間は、当該使用者が極印を使用している期間のみを記入する。

貸 与 極 印 返 納 届

年 月 日貸与を受けました下記の極印は、年 月 日をもって調査業務を完了いたしましたので、指定の場所に返納いたします。

年 月 日

(受託者)
住 所
氏 名

分任支出負担行為担当官
森林管理(支)署長 殿

記

極印番号	使用期間	引渡場所	備 考

年 月 日付けをもってに貸付中の極印は、指定の場所において検査の上受領しましたので報告します。

年 月 日

(受取人)
官 職
氏 名

森林管理(支)署長 殿

番 号
年 月 日

受託者 殿

分任支出負担行為担当官
森林管理（支）署長

委託契約の数量・金額確定通知書

発注者 分任支出負担行為担当官 森林管理（支）署長 と受託者
とは、令和 年 月 日付け締結に係る【調査名】について、収穫調査委託契約約款第15条第 3 項及び仕様書第 4 第 1 の規定に基づき、最終精算の結果、下記のとおり委託契約数量及び委託金額が確定したので通知する。

記

- | | | |
|---------|------|---------|
| 1. 委託数量 | 予定数量 | ha（変更後） |
| | 確定数量 | ha |
| | 増（減） | ha |

別紙内訳書のとおり

- | | | |
|---------|---------|--------|
| 2. 委託金額 | 予定総金額 | 円（変更後） |
| | 確定総金額 | 円（精算） |
| | （うち消費税額 | 円） |
| | 増（減） | 円 |

別紙内訳書のとおり

- | | | | | | |
|---------|---|----|---|---|---|
| 3. 調査期間 | 自 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | 至 | 令和 | 年 | 月 | 日 |

委託金額増減内訳書

単位：円

調査場所	区分	金額	うち消費税	備考

(注) 区分欄には、当初、変更、確定、差引計を記入する。

委託数量増減内訳書

単位：ha

調査場所	区分	増減数量	備考

(注) 区分欄には、当初、変更、確定、差引計を記入する。

現場代理人及び担当技術者等届

年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林管理(支)署長 殿

(受託者)

住 所

氏 名

収穫調査委託業務の実行について

年 月 日付けで締結した【調査名】について、収穫調査委託契約約款第 6 条第 1 項に基づく現場代理人及び担当技術者並びに現場職員を下記のとおり定めたので通知いたします。

記

氏 名	
生 年 月 日	
住 所	
本 籍 地	
調査業務関係略歴	
資 格 等	

監督職員	月 日	
経 由	官 職 氏 名	

支給材料・貸与品一覧表及び受領書

	品 名	規 格	数 量	備 考
支 給 材 料				
貸 与 品				

上記の支給材料及び貸与品を受領いたしました。

年 月 日

(受託者)
住 所
氏 名

支給材料・貸与品の返還届

	品 名	規 格	数 量	備 考
支 給 材 料				
貸 与 品				

上記の支給材料及び貸与品を返還いたします。

年 月 日

(受託者)
住 所
氏 名

調 査 完 了 届
(部分完了届)

年 月 日

分任支出負担行為担当官
森林管理(支)署長 殿

(受託者) 住 所
氏 名

年 月 日付け契約の【調査名】について、業務を完了したので収穫調査委託契約約款第 13 条及び 14 条の規定によりその実績を下記により報告します。

記

1 委託業務内容（該当項目に○印）

(1) 区域調査

ア 区域標示 イ 区域伐開 ウ 区域測量

(2) 立木調査

ア 選木 イ 樹種の判定 ウ 胸高直径の測定 エ 樹高の測定
オ 品質区分 カ 生被区分 キ 野帳記入 ク 調査木等の材積算定
ケ 調査木等の標示 コ 極印の打印箇所の切削 サ 極印の押印

(3) 調査報告書作成

ア 測量野帳 イ 位置図 ウ 伐区図 エ 実測図及び面積算定書
オ 立木調査野帳 カ 標準地調査材積計算書
キ 樹材種別一覧表（樹種別再掲表） ク 立木価格評定因子調書
ケ 更新計画書及び計画図 コ 調査進行図 サ 搬出関係図
シ 引渡しに関する事項 ス 調査状況写真

2 実施期間

自 年 月 日 至 年 月 日

3 提出書類等

収穫調査結果報告書 正本 1 部 副本 1 部

野帳等データファイル

調査結果報告書ファイル、（立木調査野帳ファイル一式）、
（樹種別再掲ファイル一式）、（撮影写真ファイル一式）、
（G N S S ファイル一式）

※正本以外はデータファイルでの提出可

調 査 結 果 報 告 書

(単位：収穫量：m³、面積：ha)

[illegible]

収穫調査業務委託内容表

- | | | |
|---|-------------------------|-------------|
| 1 | 委託調査の区域（林小班名又は区域を示した図面） | 別紙のとおり |
| 2 | 委託調査の林小班別面積及び合計面積 | 別紙調査内訳書のとおり |
| 3 | 施業方法 | |
| 4 | 業務の内容 | |

[illegible]

年 月 日

森林管理（支）署長 殿

受託者名

国有林野情報管理システム利用申請書

年 月 日付けで契約した収穫調査委託契約について、「別紙 利用規約」に同意したので、下記により国有林野情報管理システム（仮想デスクトップを含む）の利用を申請します。

記

1. 仮想デスクトップの登録ユーザー情報

登録ユーザー情報 1

氏名（ローマ字姓名）：

メールアドレス：

登録ユーザー情報 2

氏名（ローマ字姓名）：

メールアドレス：

※同時に使用することが見込まれる場合など、必要に応じて登録ユーザー情報を追記してください。

※受託者共通の登録情報（共有メールアドレスなど）も可としますが、同一のユーザー情報で複数の者が同時に作業を行うことはできません。

※システム管理上、登録ユーザー情報は必要最小限でお願いします。

2. 国有林野情報管理システムの利用者情報

利用者氏名 1：

利用者氏名 2：

※登録ユーザー情報に記載された方も含め、利用が見込まれる方の氏名を記載してください。（登録数の制限なし）

（留意事項）

1. 仮想デスクトップへログインするために必要な情報は、記載いただいたメールアドレスへ、別途 aws (Amazon Web Services, inc.) から AppStream2.0 という英語のメールが送付されます。初回登録の上、利用してください。
2. 国有林野情報管理システムのログインに必要な使用者番号は、別途森林管理署から受託者へ連絡します。

別紙

利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、収穫調査委託契約に基づき、林野庁（以下「当庁」という。）が提供する国有林野情報管理システム（以下「本システム」という。）の利用条件を定めるものです。仮想デスクトップの登録ユーザー及び国有林野情報管理システムの利用者の皆さま（以下「ユーザー」という。）には、本規約に従って、本システムをご利用いただきます。

第1条（適用）

本規約は、ユーザーと当庁との間の本システムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

当庁は本システムに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下、「個別規定」といいます。）をすることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。

本規約の規定が前条の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

ただし、本規約の規定が収穫調査委託契約の契約書（収穫調査委託契約約款も含む。）の規定と矛盾する場合には、収穫調査委託契約の契約書の規定が優先されるものとします。

第2条（利用登録）

本システムにおいては、登録希望者が本規約に同意の上、当庁の定める方法によって利用登録を申請し、当庁がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。

当庁は、利用登録の申請者に以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合

本規約に違反したことがある者からの申請である場合

その他、当庁が利用登録を相当でないと判断した場合

第3条（ユーザーID およびパスワードの管理）

ユーザーは、自己の責任において、本システムのユーザーID およびパスワードを適切に管理するものとします。

ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーID およびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。当庁は、ユーザーID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーID を登録しているユーザー自身による利用とみなします。

ユーザーID 及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、当庁に故意又は重大な過失がある場合を除き、当庁は一切の責任を負わないものとします。

第4条（利用料金および支払方法）

本システムの利用は無料です。

第5条（禁止事項）

ユーザーは、本システムの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- ・法令または公序良俗に違反する行為
- ・犯罪行為に関連する行為
- ・本システムの内容等、本システムに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- ・当庁、ほかのユーザー、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ・本システムによって得られた情報を商業的に利用する行為
- ・当庁のシステムの運営を妨害するおそれのある行為
- ・不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- ・他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- ・不正な目的を持って本システムを利用する行為
- ・本システムの他のユーザーまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ・他のユーザーに成りすます行為
- ・当庁が許諾しない本システム上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- ・面識のない異性との出会いを目的とした行為
- ・当庁のシステムに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ・その他、当庁が不適切と判断する行為

第6条（本システムの提供の停止等）

当庁は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、ユーザーに事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

- ・本システムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合
- ・地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合
- ・コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- ・その他、当庁が本システムの提供が困難と判断した場合

当庁は、本システムの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第7条（利用制限および登録抹消）

当庁は、ユーザーが以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、ユーザーに対して、本システムの全部もしくは一部の利用を制限し、またはユーザーとしての登録を抹消することができるものとします。

- ・本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ・登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- ・当庁からの連絡に対し、一定期間返答がないと当庁が判断した場合

- ・本システムについて、最終の利用から一定期間利用がないと当庁が判断した場合
- ・ユーザーが死亡し、又は解散並びに破産手続きの終了により消滅したとき
- ・当庁及びユーザーとの収穫調査委託契約が契約満了又は解除等による契約が終了したとき
- ・その他、当庁が本システムの利用を適当でないと判断した場合

当庁は、本条に基づき当庁が行った行為によりユーザーに生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 8 条（退会）

ユーザーは、当庁の定める退会手続により、本システムから退会できるものとします。

第 9 条（保証の否認および免責事項）

当庁は、本システムに事実上または法律上の契約不適合（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。

当庁は、本システムに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、当庁の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。ただし、本システムに関する当庁とユーザーとの間の契約（本規約を含みます。）が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、この免責規定は適用されません。

前項ただし書に定める場合であっても、当庁は、当庁の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害のうち特別な事情から生じた損害（当庁またはユーザーが損害発生につき予見し、または予見し得た場合を含みます。）について一切の責任を負いません。また、当庁の過失（重過失を除きます。）による債務不履行または不法行為によりユーザーに生じた損害の賠償は、ユーザーから当該損害が発生した月に受領した利用料の額を上限とします。

当庁は、本システムに関して、ユーザーと他のユーザーまたは第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について一切責任を負いません。

第 10 条（システム内容の変更等）

当庁は、ユーザーへの事前の告知をもって、本システムの内容を変更、追加または廃止することがあり、ユーザーはこれを承諾するものとします。

第 11 条（利用規約の変更）

当庁は以下の場合には、ユーザーの個別の同意を要せず、本規約を変更することができるものとします。

- ・本規約の変更がユーザーの一般の利益に適合するとき。
- ・本規約の変更が本システム利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

当庁はユーザーに対し、前項による本規約の変更にあたり、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を通知します。

第 12 条（個人情報取扱い）

当庁は、本システムの利用によって取得する個人情報については、当庁「プライバシーポリシー」に従い適切に取り扱うものとします。

第 13 条（通知または連絡）

ユーザーと当庁との間の通知または連絡は、当庁の定める方法によって行うものとします。当庁は、ユーザーから、当庁が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時にユーザーへ到達したものとみなします。

第 14 条（権利義務の譲渡の禁止）

ユーザーは、当庁の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

第 15 条（準拠法・裁判管轄）

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本システムに関して紛争が生じた場合には、当庁の本庁の住所を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

以上

事故報告書

令和 年 月 日

監督職員

殿

受託者
現場代理人

事業名				事業場所			
発生日時		令和 年 月 日 (曜日) 時 分				天候	
災害発生状況・原因		①どのような場所で ②どのような作業をしているときに ③どのような物又は環境に ④どのような不安全な又は有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したか 以上について詳細に記載し、略図を添付する。					
被害状況		人為的被害、物的被害を記載					
被災者	氏名		生年月日	年 月 日 (歳)	性別	男・女	職 種
	連絡先	(TEL :)				経験年数	
	傷病名		傷病部位		休業見込期間 ・ 死亡日時	被災場所	
今後の対策							
所見・状況							

年 月 日

監督職員

殿

受託者
現場代理人

調査内訳書の変更願いについて

年 月 日付けで締結した【調査名】について、調査の内容を別紙のとおり変更したので確認願います。

別紙様式 16－（２）

（１）現行契約の内容

国有林	林小班	予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考

（２）訂正（変更）等の内容

国有林	林小班	予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考

※項目を適宜修正することは差し支えない。